

秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める

令和6年12月17日

秋田市議会議長 菅原琢哉

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

秋田市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号および加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号および被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号および組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第13号中「保険者番号および被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項中「次に定める事項」を「次に掲げる事項」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報

（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

第10条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第10号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。